

令和2年4月24日

保護者 様

磐 田 市 長 渡部 修
磐田市立豊田東小学校長 金澤 光雪

校納金の納付について

日頃より、本市の教育行政に御理解と御協力を賜りまして、心よりお礼申し上げます。
さて、磐田市では、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達や、食事について正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることを目的に、全校児童生徒を対象にした学校給食を実施しております。

学校給食に係る経費は、施設整備費、光熱水費、人件費等の運営に係る経費は磐田市の負担とし、保護者の皆様には食材料費の負担をお願いしております。

また、学校にて使用する教科書以外の教材・教具等は、教育的に有益かつ適正で、保護者の皆様の経済的負担が過重にならないものを選定し、一括購入しています。

このため、これらの経費となる校納金の納入が滞りますと、児童生徒の食材、教材・教具等の質又は購入費などへ影響が及ぶこととなります。また、校納金を納めている他の保護者との公平を保つことも困難となります。

そこで、保護者の皆様には毎月の納付をお願いする校納金について、是非、滞りのない納付をお願い申し上げます。

なお、生活困窮などの理由で毎月の納入が困難になると思われる方は、本校まで御相談ください。

担 当 豊田東小学校 (安間・名倉)
電話番号 0538(37)0621